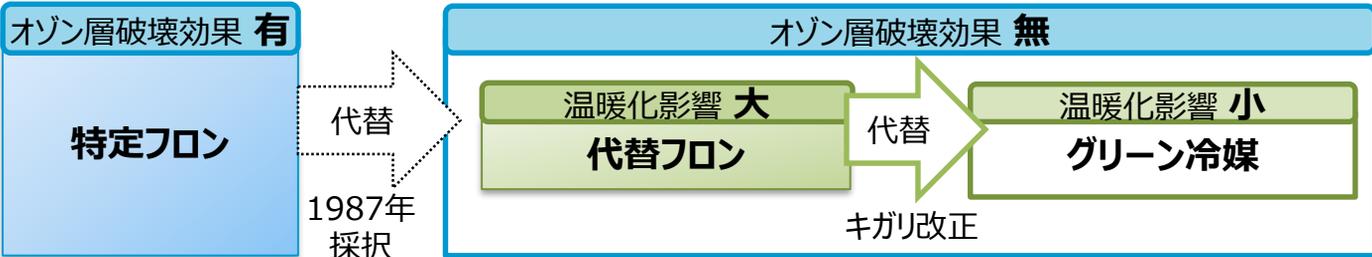


特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案【オゾン層保護法】の概要

1. 背景

- オゾン層破壊効果のあるフロン^①の生産量・消費量の削減義務を課した「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年採択）を受けて、国内担保措置として、オゾン層保護法に基づき「**特定フロン**」の製造・輸入を規制し、オゾン層破壊効果のない「**代替フロン**」への転換を図ってきた。
- しかしながら、2016年10月、ルワンダのキガリにて議定書が改正され、**代替フロン**についても、地球温暖化に影響を与えることに鑑み、その生産量・消費量の削減義務が課されることになったことから、新たな国内担保措置が必要となっている。
- なお、今回の議定書改正については、今次通常国会で承認を求める予定である。



2. 法律の概要

モントリオール議定書改正に基づく代替フロン^②の生産量・消費量の削減義務を履行するため、新たな国内担保措置として、代替フロン^②の製造及び輸入を規制する等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

現行法における特定フロン^①についての措置と同一の枠組みで、以下の措置を講ずる。

- 経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき**代替フロン^②の生産量・消費量の限度を定めて公表**する[※]。
- 代替フロン^②の製造及び輸入について、
 - ・**製造**しようとする者は、経済産業大臣の**許可**を受けなければならないこととする。
 - ・**輸入**しようとする者は、外為法の規定に基づく経済産業大臣の**承認**を受けなければならないこととする。

※ 議定書改正に基づく代替フロン^②の削減義務

- ・生産量、消費量それぞれについて、2011-2013年実績の平均値から計算された基準値を基に、2019年以降段階的に削減する。
- ・特に厳しくなる**2029年の削減義務（推計約2,100万CO₂-t）**を達成すべく、グリーン冷媒及びそれを活用した機器の開発・導入を計画的に推進していく。

